

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件 新旧対照表

○ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第六 不活性ガス消火設備の点検の基準</p> <p>1 機器点検</p> <p>次の事項について確認すること。</p> <p>(1) 消火剤貯蔵容器等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 高圧式（常温で貯蔵するものに限る。）</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) 容器弁</u></p> <p><u>a 外形</u></p> <p><u>変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</u></p> <p><u>b 安全性</u></p> <p><u>容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの</u><u>にあつては当該点検後速やかに、その他のものうち、二酸化炭素を消火剤として用いるもの</u><u>にあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後25年を経過するまでの間に、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるもの</u><u>にあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を</u></p>	<p>別表第六 不活性ガス消火設備の点検の基準</p> <p>1 機器点検</p> <p>次の事項について確認すること。</p> <p>(1) 消火剤貯蔵容器等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 高圧式（常温で貯蔵するものに限る。）</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) 容器弁</u></p> <p><u>変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</u></p>

経過するまでの間に次の事項について実施すること。この場合において、二酸化炭素を消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後25年を経過するまでの間に、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 表示

適正であること。

(ウ) 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のもののうち、二酸化炭素を消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後25年を経過するまでの間に、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に次の事項について実施すること。
この場合において、二酸化炭素を消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後25年を経過するまでの間に、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著

しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

(f) 表示

適正であること。

(エ) 容器弁開放装置

a～c (略)

ウ～エ (略)

(2) 起動用ガス容器等

ア～イ (略)

ウ 容器弁

(ウ) 容器弁開放装置

a～c (略)

ウ～エ (略)

(2) 起動用ガス容器等

ア～イ (略)

ウ 容器弁

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの
にあつては当該点検後速やかに、その他のもの
にあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年
を経過するまでの間に、次の事項について実施すること
。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検
の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器
弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの
について当該点検後速やかに実施する場合を除く。）に
あつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係
る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐
食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一である
こと。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がない
こと。

d 気密性能

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

エ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一である

こと。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がない

こと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

f 表示

適正であること。

オ 容器弁開放装置

(ア) ~ (ウ) (略)

(3) ~ (19) (略)

2 (略)

別表第七 ハロゲン化物消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 蓄圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等

ア~イ (略)

エ 容器弁開放装置

(ア) ~ (ウ) (略)

(3) ~ (19) (略)

2 (略)

別表第七 ハロゲン化物消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 蓄圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等

ア~イ (略)

ウ 容器弁

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの
にあつては当該点検後速やかに、その他のもの
にあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年
を経過するまでの間に、次の事項について実施すること
。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検
の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器
弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの
について当該点検後速やかに実施する場合を除く。）に
あつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係
る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐
食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一である
こと。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がない
こと。

ウ 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

エ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては力が適正であること。

f 表示

適正であること。

オ 容器弁開放装置

(ア)～(ウ) (略)

カ 指示圧力計

(略)

キ 連結管及び集合管

(略)

(2) 加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等

ア～オ (略)

カ 加圧用ガス容器等

エ 容器弁開放装置

(ア)～(ウ) (略)

オ 指示圧力計

(略)

カ 連結管及び集合管

(略)

(2) 加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等

ア～オ (略)

カ 加圧用ガス容器等

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 容器弁

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等が

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

ないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 表示

適正であること。

(エ) 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。
この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

(f) 表示

適正であること。

(オ) 容器弁開放装置

a～c (略)

(カ) 圧力調整器

(略)

キ (略)

(3) 起動用ガス容器等

ア～イ (略)

(エ) 容器弁開放装置

a～c (略)

(オ) 圧力調整器

(略)

キ (略)

(3) 起動用ガス容器等

ア～イ (略)

ウ 容器弁

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの
にあつては当該点検後速やかに、その他のもの
にあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年
を経過するまでの間に、次の事項について実施すること
。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検
の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器
弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの
について当該点検後速やかに実施する場合を除く。）に
あつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係
る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐
食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一である
こと。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がない
こと。

ウ 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

エ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一である
こと。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がない
こと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶
栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつ
ては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧
力が適正であること。

f 表示

適正であること。

オ 容器弁開放装置

(ア) ~ (ウ) (略)

(4) ~ (18) (略)

2 (略)

別表第八 粉末消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 蓄圧式粉末消火剤貯蔵容器等

エ 容器弁開放装置

(ア) ~ (ウ) (略)

(4) ~ (18) (略)

2 (略)

別表第八 粉末消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 蓄圧式粉末消火剤貯蔵容器等

ア～イ (略)

ウ 容器弁

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの
にあつては当該点検後速やかに、その他のもの
にあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年
を経過するまでの間に、次の事項について実施すること
。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検
の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器
弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの
について当該点検後速やかに実施する場合を除く。）に
あつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係
る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐
食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一である
こと。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がない

ア～イ (略)

ウ 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

こと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

エ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

（ア） 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

（イ） 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後35年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一である
こと。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がない
こと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶
栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつ
ては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧
力が適正であること。

f 表示

適正であること。

オ 容器弁開放装置

(ア) ~ (ウ) (略)

カ 指示圧力計

(略)

キ バルブ類

(略)

ク 連結管及び集合管

(略)

エ 容器弁開放装置

(ア) ~ (ウ) (略)

オ 指示圧力計

(略)

カ バルブ類

(略)

キ 連結管及び集合管

(略)

(2) 加圧式粉末消火剤貯蔵容器等

ア～オ (略)

カ 加圧用ガス容器等

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 容器弁

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの
にあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつ
ては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過
するまでの間に、次の事項について実施すること。この場
合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30
年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点
検において容器弁に異常が認められたものについて当該点
検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り
方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことが
できる。

(a) 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著し
い腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一で

(2) 加圧式粉末消火剤貯蔵容器等

ア～オ (略)

カ 加圧用ガス容器等

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

あること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 表示

適正であること。

(エ) 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。
この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

(f) 表示

適正であること。

(オ) 容器弁開放装置

a ~ c (略)

(カ) 圧力調整器

(略)

(エ) 容器弁開放装置

a ~ c (略)

(オ) 圧力調整器

(略)

キ～ク (略)

(3) 起動用ガス容器等

ア～イ (略)

ウ 容器弁

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの
にあつては当該点検後速やかに、その他のもの
にあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年
を経過するまでの間に、次の事項について実施すること
。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検
の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器
弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの
について当該点検後速やかに実施する場合を除く。）に
あつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係
る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐
食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一である
こと。

キ～ク (略)

(3) 起動用ガス容器等

ア～イ (略)

ウ 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

エ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後35年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

f 表示

適正であること。

オ 容器弁開放装置

(ア)～(ウ) (略)

(4)～(17) (略)

2 (略)

エ 容器弁開放装置

(ア)～(ウ) (略)

(4)～(17) (略)

2 (略)

別表第二十八 パッケージ型消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) (略)

(2) 蓄圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア (略)

イ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。

(イ) 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい

別表第二十八 パッケージ型消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) (略)

(2) 蓄圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア (略)

イ 安全装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。

腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

f 表示

適正であること。

ウ (略)

エ 容器弁

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものに

ウ (略)

エ 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

あつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

オ～カ （略）

(3) 加圧式消火薬剤貯蔵容器等

オ～カ （略）

(3) 加圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア～エ (略)

オ 加圧用ガス容器等

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 容器弁

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの
にあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつ
ては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過
するまでの間に、次の事項について実施すること。この場
合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30
年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点
検において容器弁に異常が認められたものについて当該点
検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り
方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことが
できる。

(a) 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい
腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であ
ること。

ア～エ (略)

オ 加圧用ガス容器等

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと

。

(e) 表示

適正であること。

(エ) 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。
この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

(f) 表示

適正であること。

(オ) バルブ類

(略)

(カ) 圧力調整器

(略)

(4)～(6) (略)

(エ) バルブ類

(略)

(オ) 圧力調整器

(略)

(4)～(6) (略)

2 (略)

別表第二十九 パッケージ型自動消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) (略)

(2) 蓄圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア (略)

イ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。

ること。

(イ) 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。

この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

2 (略)

別表第二十九 パッケージ型自動消火設備の点検の基準

1 機器点検

(1) (略)

(2) 蓄圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア (略)

イ 安全装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。

a 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

f 表示

適正であること。

ウ (略)

エ 容器弁

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

ウ (略)

エ 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

オ～キ (略)

(3) 加圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア～エ (略)

オ 加圧用ガス容器等

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 容器弁

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの
にあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、
次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）
にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

オ～キ (略)

(3) 加圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア～エ (略)

オ 加圧用ガス容器等

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 表示

適正であること。

(エ) 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。
この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置

の作動に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

(f) 表示

適正であること。

(オ) 容器弁開放装置

a ～ b (略)

(カ) バルブ類

(エ) 容器弁開放装置

a ～ b (略)

(オ) バルブ類

(略)

(キ) 圧力調整器

(略)

(4)～(10) (略)

2 (略)

(略)

(力) 圧力調整器

(略)

(4)～(10) (略)

2 (略)